

ポイントスタディ方式による
第二種電気工事士学科試験受験テキスト 改訂 18 版 2 刷 正誤表

2025 年 1 月 31 日改訂第 18 版第 2 刷発行
コード：21495
更新日：2025 年 9 月 9 日

箇所	誤	正																		
30 ページ スタディポイント 単相 2 線式配電線の 電圧降下① 1 ～ 3 行目 右の文章に変更	(1) 長さ L [m] の電線の抵抗 R [Ω] について、抵抗率が ρ [$\Omega \cdot \text{mm}^2/\text{m}$] で与えられている場合の電線太さ A [mm^2] は、電圧降下 e [V] が、																			
80 ページ スタディポイント 合成樹脂管工事 下から 7 行目	②交流耐地電圧 150V 以下…	②交流対地電圧 150V 以下…																		
97 ページ [練習問題] 問い 5, 問い 6 を削除	96 ページの「スタディポイント 分流器」の内容と関連性のない問題のため、削除いたします。																			
106 ページ スタディポイント 電気工作物とは 右図に変更																				
107 ページ [練習問題] 問い 2 設問を右の文章に変更	小規模発電設備のうち、一般用電気工作物に含まれないものは、																			
107 ページ [練習問題] 問い 2 選択肢を右の文章に変更	イ. 太陽電池発電設備であって、出力 10 [kW] 未満のもの ロ. 風力発電設備であって、出力 10 [kW] 未満のもの ハ. 内燃力を原動力とする火力発電設備であって、出力 10 [kW] 未満のもの ニ. 水力発電設備であって、最大使用水量が毎秒 1 [m³] 未満のもの（ダムを伴うものを除く）の出力 20 [kW] 未満のもの																			
184 ページ 問い 5, 問い 6 の解答・解説を削除	97 ページの問い 5 と問 6 の削除に伴い、問い 5 と問い 6 の解答・解説も削除いたします。																			
186 ページ 3. 電気事業法 問い 2 の解答・解説を 右の内容に変更	【問い 2】 答 (ロ) 〔解き方〕 小規模発電設備で、一般用電気工作物に含まれないものは、出力 10 [kW] 以上 50 [kW] 未満の太陽電池発電設備と出力 20 [kW] 未満の風力発電設備である。 小規模発電設備 <table><tr><th>設備名</th><th>出力</th><th>電気工作物の区分</th></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>20 [kW] 未満</td><td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>10 [kW] 以上 50 [kW] 未満</td></tr><tr><td>水力発電設備※</td><td>10 [kW] 未満</td><td rowspan="3">一般用 電気工作物</td></tr><tr><td>水力発電設備※</td><td>20 [kW] 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10 [kW] 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10 [kW] 未満</td><td></td></tr></table> ※最大使用水量 1 [m³/s] 未満 (ダムを伴うものを除く)		設備名	出力	電気工作物の区分	風力発電設備	20 [kW] 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	10 [kW] 以上 50 [kW] 未満	水力発電設備※	10 [kW] 未満	一般用 電気工作物	水力発電設備※	20 [kW] 未満	内燃力発電設備	10 [kW] 未満	燃料電池発電設備	10 [kW] 未満	
設備名	出力	電気工作物の区分																		
風力発電設備	20 [kW] 未満	小規模事業用 電気工作物																		
太陽電池発電設備	10 [kW] 以上 50 [kW] 未満																			
水力発電設備※	10 [kW] 未満	一般用 電気工作物																		
水力発電設備※	20 [kW] 未満																			
内燃力発電設備	10 [kW] 未満																			
燃料電池発電設備	10 [kW] 未満																			

ポイントスタディ方式による
第二種電気工事士学科試験受験テキスト 改訂 18 版 1 刷
正誤表

2023 年 12 月 11 日改訂第 18 版第 1 刷発行

コード：21495

更新日：2025 年 6 月 2 日

箇 所	誤	正
鑑別 21 ページ 上から 2 段目 名称と図記号の欄	600V ビニル絶縁 <u>ビニス</u> シースケーブル 平形 (2 心)	600V ビニル絶縁 <u>ビニル</u> シースケーブル 平形 (2 心)
鑑別 21 ページ 上から 3 段目 名称と図記号の欄	600V ビニル絶縁 <u>ビニス</u> シースケーブル 平形 (3 心)	600V ビニル絶縁 <u>ビニル</u> シースケーブル 平形 (3 心)
鑑別 21 ページ 上から 4 段目 名称と図記号の欄	600V ビニル絶縁 <u>ビニス</u> シースケーブル 平形 (3 心)	600V ビニル絶縁 <u>ビニル</u> シースケーブル 平形 (3 心)
鑑別 21 ページ 上から 5 段目 名称と図記号の欄	600V ビニル絶縁 <u>ビニス</u> シースケーブル 丸形 (2 心)	600V ビニル絶縁 <u>ビニル</u> シースケーブル 丸形 (2 心)
鑑別 22 ページ 上から 1 段目 名称と図記号の欄	600V ビニル絶縁 <u>ビニス</u> シースケーブル 丸形 (3 心)	600V ビニル絶縁 <u>ビニル</u> シースケーブル 丸形 (3 心)
30 ページ スタディポイント 単相 2 線式配電線の 電圧降下① 1 行目～3 行目 右の文章に変更	(1) 長さ L [m] の電線の抵抗 R [Ω] について、抵抗率が ρ [$\Omega \cdot \text{mm}^2/\text{m}$] で与えられている場合の電線太さ A [mm^2] は、電圧降下 e [V] が、	
80 ページ スタディポイント 合成樹脂管工事 下から 7 行目	②交流 <u>耐</u> 地電圧 150V 以下…	②交流 <u>対</u> 地電圧 150V 以下…
92 ページ スタディポイント 接地抵抗の測定 上から 4 行目	補助接地極を <u>P</u> , <u>C</u> に接続する.	補助接地極 <u>P</u> と <u>C</u> はそれぞれ <u>S (P)</u> , <u>H (C)</u> に接続する.
92 ページ スタディポイント 接地抵抗の測定 上から 5 行目	接地極 <u>板</u> と, 補助接地極 <u>板</u> は…	接地極と, 補助接地極は…

次ページに続く

箇所	誤	正															
92 ページ スタディポイント 接地抵抗の測定 図中の表記																	
97 ページ [練習問題] 問い5, 問い6を削除	96 ページの「スタディポイント 分流器」の内容と関連性のない問題のため、削除いたします。																
158 ページ 左上段 漏電遮断器の写真																	
106 ページ スタディポイント 電気工作物とは 右図に変更	（主任技術者が保安のための指示を行う。） 〔工事、維持、運用等〕 （500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事は、第一種電気工事士の免状交付を受けているものが従事できる。） （一般用電気工作物等に係る電気工事は、第一種・第二種電気工事士の免状交付を受けているものが従事できる。） （小規模発電設備の所有者又は占有者は、経済産業大臣から必要事項の提出を求められた時、報告しなければならない。） （電線路維持運用者が調査義務を負う ・設置、変更時及び4年又は5年に1回以上実施 ・その措置と措置しないで生ずる結果を所有者又は占有者に通知する。）																
107 ページ [練習問題] 問い2 設問を右の文章に変更	小規模発電設備のうち、一般用電気工作物に含まれないものは、																
107 ページ [練習問題] 問い2 選択肢を右の文章に変更	イ. 太陽電池発電設備であって、出力 10 [kW] 未満のもの ロ. 風力発電設備であって、出力 10 [kW] 未満のもの ハ. 内燃力を原動力とする火力発電設備であって、出力 10 [kW] 未満のもの ニ. 水力発電設備であって、最大使用水量が毎秒 1 [m³] 未満のもの（ダムを伴うものを除く）の出力 20 [kW] 未満のもの																
184 ページ 問い5, 問い6の解答・ 解説を削除	97 ページの問い5と問6の削除に伴い、問い5と問い6の解答・解説も削除いたします。																
186 ページ 3. 電気事業法 問い2の解答・解説を 右の内容に変更	【問い 2】 答 (ロ) 〔解き方〕 小規模発電設備で、一般用電気工作物に含まれないものは、出力 10 [kW] 以上 50 [kW] 未満の太陽電池発電設備と出力 20 [kW] 未満の風力発電設備である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th><th>出力</th><th>電気工作物の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td><td>20 [kW] 未満</td><td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td></tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td><td>10 [kW] 以上 50 [kW] 未満</td></tr> <tr> <td>水力発電設備※</td><td>20 [kW] 未満</td><td rowspan="3">一般用 電気工作物</td></tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td><td>10 [kW] 未満</td></tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td><td>10 [kW] 未満</td></tr> </tbody> </table> ※最大使用水量 1 [m³/s] 未満 (ダムを伴うものを除く)		設備名	出力	電気工作物の区分	風力発電設備	20 [kW] 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	10 [kW] 以上 50 [kW] 未満	水力発電設備※	20 [kW] 未満	一般用 電気工作物	内燃力発電設備	10 [kW] 未満	燃料電池発電設備	10 [kW] 未満
設備名	出力	電気工作物の区分															
風力発電設備	20 [kW] 未満	小規模事業用 電気工作物															
太陽電池発電設備	10 [kW] 以上 50 [kW] 未満																
水力発電設備※	20 [kW] 未満	一般用 電気工作物															
内燃力発電設備	10 [kW] 未満																
燃料電池発電設備	10 [kW] 未満																